

紫雲の園 ショートステイ 利用料のお知らせについて

居住費(滞在費)は、従来型個室になります。1室(2人部屋)は、多床室になっています。

日額の内訳は以下の通りになります。(1割負担の場合)

令和4年10月1日現在

要介護度	部屋	介護サービス費 (単位)	①サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(単位) ②夜勤職員配置加算(単位)	介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費	食費(3食分)	日用品・教養娯楽費	合計 ※1
要支援1	従来型個室	446点	① 18点	69点+22点+13点	1,171円	1,445円	100円	3,668円
	多床室	446点	① 18点	69点+22点+13点	855円			3,352円
要支援2	従来型個室	555点	① 18点	78点+25点+15点	1,171円	1,445円	100円	3,793円
	多床室	555点	① 18点	78点+25点+15点	855円			3,477円
要介護1	従来型個室	596点	① 18点 ② 13点	83点+27点+16点	1,171円	1,445円	100円	3,856円
	多床室	596点	① 18点 ② 13点	83点+27点+16点	855円			3,540円
要介護2	従来型個室	665点	① 18点 ② 13点	88点+29点+17点	1,171円	1,445円	100円	3,935円
	多床室	665点	① 18点 ② 13点	88点+29点+17点	855円			3,619円
要介護3	従来型個室	737点	① 18点 ② 13点	94点+31点+18点	1,171円	1,445円	100円	4,017円
	多床室	737点	① 18点 ② 13点	94点+31点+18点	855円			3,701円
要介護4	従来型個室	806点	① 18点 ② 13点	100点+33点+19点	1,171円	1,445円	100円	4,096円
	多床室	806点	① 18点 ② 13点	100点+33点+19点	855円			3,780円
要介護5	従来型個室	874点	① 18点 ② 13点	106点+34点+20点	1,171円	1,445円	100円	4,174円
	多床室	874点	① 18点 ② 13点	106点+34点+20点	855円			3,858円

※1 袋井市は地域区分が「7級地」に当たるため、(介護サービス費+①+②+介護職員処遇改善加算+介護職員等特定処遇改善加算+介護職員等ベースアップ等支援加算)に10.17円を乗じた金額から9割分を引いた金額が自己負担分となります。上記の合計金額は自己負担分、居住費、食費、日用品費・教養娯楽費、送迎2回分のおおよその合計金額です。

★介護保険外

《食事負担額》 *朝食295円 昼食670円 夕食480円 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)で、療養食加算対象の利用者の方には8単位/1回(24単位/日)が加算されます。

利用者負担段階	対象者	日額
第1段階	市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	300円
第2段階	市民税非課税世帯であって、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	600円
第3段階①	市民税非課税世帯であって、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	1000円
第3段階②	市民税非課税世帯であって、第2段階以外の方 計が120万円超の方	1300円
第4段階	上記以外の方	1,445円

《居住費》 *滞在に要する費用(光熱費及び室料)です。

利用者負担段階	対象者	日額	
		従来型個室	多床室
第1段階	市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	320円	0円
第2段階	市民税非課税世帯であって、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	420円	370円
第3段階①	市民税非課税世帯であって、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	820円	370円
第3段階②	市民税非課税世帯であって、第2段階以外の方 計が120万円超の方	820円	370円
第4段階	上記以外の方	1,171円	855円

《食費・居住費の軽減について》